

未熟練者（見習い）の適用状況について

1 該当工事（当初報告）

工事名	一宮浄水場高圧受電盤等更新工事 H31 - 51	
担当課	水道整備課	
適用範囲	予定価格 1 億円以上	
契約金額（税込）	230,040,000 円	
業種	機械器具設置工事	
最低額（1 時間当たり）	2,125 円	
設計労務単価割合	<u>電工：80.6%</u>	
未熟練者（見習い）（※）	1,575 円	・ 正規雇用
最低額（1 時間当たり）	<u>普通作業員：63.6%</u>	・ 年齢 25 歳
設計労務単価割合		・ 新卒 3 年目

※ 未熟練者（見習い）に適用される労働報酬下限額は、910 円

2 聞き取り内容

- ・就業規則を策定しており、雇用契約書（労働契約書）にて金額を規定している。
- ・労働報酬下限額を設定している公共工事設計労務単価に準じた手当（通勤手当）が含まれていなかった。
- ・臨時の給与（賞与）が年 2 回の内、1 回分しか反映していなかった。
- ・平成 30 年中の賃金等で計算していた。（昇給分を反映していなかった。）
- ・未熟練者（見習い）の労働報酬下限額を適用した者は、技術者として 3 年目であるが、主任技術者（※ 1）となるための資格（※ 2）を満たしていないため、見習い扱いとしている。
- ・施工管理技士や電気工事士の資格がないため、今後の資格取得に向けて、

大規模である該当工事の業務では、主任技術者等の補助業務を主に行っており、見習い扱い（手伝い・勉強中）としている。

- ※ 1 主任技術者とは、建設業法の規定により、外注総額 4000 万円未満の元請業者ならびに下請負に入る建設業者が、直接雇用する技術者の中から、現場に配置しなければならない技術者のこと。
- ※ 2 主任技術者となるためには、国家資格者（1 級又は 2 級）又は実務経験（大学卒業後は、3 年以上の実務経験を経たもの）の資格が必要である。

3 訂正金額（再計算後の報告）

最低額（1 時間当たり）	2, 3 3 2 円	
設計労務単価割合	<u>電工：88.4%</u>	
<u>未熟練者（見習い）</u>	1, 8 6 1 円	
最低額（1 時間当たり）	<u>普通作業員：75.2%</u>	・ 正規雇用
設計労務単価割合		・ 年齢 25 歳
		・ 新卒 3 年目

※ 賃金等が確認できる書類にて確認済



- 未熟練者（見習い）扱いとして報告した者も再計算後の金額は、労働報酬下限額（設計労務単価の 75%）以上となる。
- 報告業者は、未熟練者（見習い）扱いとしているが、職種（普通作業員）の定義に規定する作業内容を実施している者であると判断し、一般の区分を適用することとする。